※色字の箇所（表題部及び第16条以降（単価契約・仮契約・長期継続契約）は削除修正し使用してください。

（仮）物品売買契約書

１　件名

２　仕様

３　数量

４　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　　　　　　　　　　円

５　納入期日

６　納入場所

７　契約保証金　　免除

上記の物品について、発注者と受注者とは、別紙の条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成して発注者と受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　茨城県小美玉市堅倉835番地

小美玉市長 島　田　幸　三　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　　　　　　㊞

（総則）

第１条　受注者は、発注者の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

２　受注者は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、発注者の指示によらなければならない。

（検査）

第２条　受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。

２　発注者は、前項の規定による納品書を受理したときは、10日以内に受注者の立会いを求めて検査を行わなければならない。

３　検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて受注者の負担とする。

４　受注者は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強、取替え又は減価納入）

第３条　受注者は、納入する物品が不良のため、前条第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、これを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、発注者が使用するのに支障がないと認めるときは、発注者は、契約金額を相当額減額して、受注者に納入させることができる。

（給付の完了）

第４条　発注者は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

（危険負担）

第５条　前条の引渡し前に生じた物品の亡失、毀損等の損失は、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合）

第６条 発注者は、物品に契約不適合があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

２ 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第４条の規定による引渡しを受けた日から１年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は１０年とする。

３ 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

４ 第１項の規定は、物品の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（代金の支払い等）

第７条　発注者は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、受注者の適正な支払請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。

（分納）

第８条　受注者は、発注者の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、発注者に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

（契約履行期限の延期）

第９条　受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を発注者に提出しなければならない。

（契約の解除）

第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１)　受注者の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

（３）　受注者又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

（４）　受注者又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

（５）受注者（共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

　エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除したときは、発注者は、受注者から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

３　発注者は、第１項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、これを賠償するものとする。

４　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　発注者は、第１項又は第３項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、受注者に通知するものとする。

（履行遅延の場合の違約金）

第１１条　受注者は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、この契約の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「財務大臣が定める率」という。）を乗じて計算した額を遅延賠償として発注者に納めなければない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

２　受注者は、第３条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、第１項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

３　第１項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第 1項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。)。

（２）　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第 1項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第 1項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）　本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40年法律第 45号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　第１０条第２項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第１３条　受注者は、受注者がこの契約に関して第１２条第１項各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の15に相当する額を違約金（損害賠償の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

２　受注者は、第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額を遅延賠償として発注者に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第１４条　受注者は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、発注者に対する報告を行わなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第１５条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事情変更）

第１６条　発注者は必要があるときは、納入物品の内容の変更又は納入の中止をさせることができるものとする。

（疑義の決定）

第１７条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

※単価契約の場合は以下の条項に差し替える

（事情変更）

第１６条　発注者は必要があるときは、納入物品の内容の変更又は納入の中止をさせることができるものとする。

２　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者と受注者が協議のうえ、単価契約の変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第１７条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

※仮契約（議決案件）の場合は以下の条項に差し替える。

（契約成立の日時）

第１７条　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第96条第１項第8号の規定による小美玉市議会の議決を得た日から本契約とする。

（疑義の決定）

第１８条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

※長期継続契約の場合は以下の条項に差し替える

（特約事項）

第１７条　この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の３の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（疑義の決定）

第１８条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。